

① 10億円以上 ②再評価実施案件												A：現時点では、相応の事業効果が発現していることが確認されたことから、特段の改善措置や、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。 B：改善措置、今後の事後評価等の必要あり（具体的内容は「対応方針（案）」を判断した理由」欄に記載 また、同種の事業の「計画調査の在り方や事業評価手法の見直しの必要性」がある場合も同欄に記載）		
番号	事業主体	補助・ 県単別	事業名	事業場所	事業の内容	B／C	事業化 年度	事業完了 年度	事業年数 （年）	全体 事業費 （億円）	の事 理後 由評 価	事業の目的	対応方針 （案）	対応方針（案）を判断した理由
道路分野														
3	神奈川県	補助 県単	県道26号 横須賀三崎（三浦縦貫道路Ⅱ期）道路改良事業	横須賀市林四丁目～三浦市初声町高円坊	道路整備 L=約1.9km W=13.0m 2車線	1.3	H16	R2	17	119.5	①②	・三浦半島地域の交通渋滞の緩和 ・横浜横須賀道路へのアクセス強化 ・農業・漁業や観光などの地域産業・経済の活性化への寄与	A	・本事業は、周辺道路の渋滞緩和や、横浜横須賀道路へのアクセス向上など、事業効果が想定どおり発現していると判断できるため、改善措置及び事後評価を再度行う必要性は認められない。
海岸分野														
4	神奈川県	補助 県単	茅ヶ崎海岸（中海岸地区）海岸高潮対策事業	茅ヶ崎市中海岸三丁目地先	L=1,100m 養浜工 V=420,000㎡ 突堤工 N=1基	5.5	H18	R2	15	19.4	①②	・砂浜の回復を図ることで、背後地の越波や侵食による被害から防護する。 ・漁業やレクリエーションの場としての砂浜を回復させる。	A	・本事業は、継続的な養浜の実施により計画浜幅（50m）を確保し、事業効果は想定通り発現していると判断できるため、特に改善措置及び事後評価を再度行う必要性は認められない。
砂防分野														
5	神奈川県	県単	新崎川 通常砂防事業	足柄下郡湯河原町鍛冶屋・吉浜	砂防堰堤 N=1基、L=97.8m	10.3	H23	R2	10	7.4	②	・土石流による土砂災害を防止し、住民の生命、財産及び生活環境を守る。 ・上記に加えて、湯河原町内の約30％の給水を担い重要インフラである幕山浄水場を守る。	A	堰堤の整備完了後、顕著な土石流は発生していないものの、小規模出水で流出した礫を捕捉していることから、今後土石流発生時に事業効果が見込まれる。社会情勢は前回再評価時から特に変化していないため、特段の改善措置の必要性は認められず、事後評価を再度行う必要はない。
土地区画整理分野														
6	寒川町	補助 町単	寒川駅北口地区土地区画整理事業	寒川町岡田、大蔵、小谷及び宮山の各一部	土地区画整理事業	1.5	H4	R5	32	159	①②	・寒川駅北口地区の良好な市街地整備	A	本事業により、寒川駅北口地区の公共施設が整備され、駅前及び駅周辺の交通の円滑化や狭隘道路の解消及び土地利用の適正化が図られ、事業の効果は十分に発現しています。このことから、本事業については事後評価を再度行う必要性は認められないものと考えます。